

助成対象者

福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者

- ① 中小企業者および小規模企業者（但し、「みなし大企業」は除きます）
 - ② 個人事業者
 - ③ 有限責任事業組合
 - ④ 農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人
 - ⑤ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会
 - ⑥ 森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会
 - ⑦ 特定非営利活動法人
 - ⑧ ①から⑦に該当する者で構成されるグループ
- ※但し、当該年度に県の他事業で助成を受ける事業者を除きます。

過去、逸品創造ファンド事業による助成を受けた方は、**事業終了後2年間**は当助成を受けることができません

- ▶ スポーツ・医療関連分野展開による新事業創出支援事業
- ▶ ウェアラブル端末関連分野展開による新事業創出支援事業
- ▶ 嶺南地域活性化支援事業
- ▶ 恐竜ブランドビジネス化支援事業
- ▶ 地域資源等を活用した新商品開発・販路開拓支援事業
- ▶ 新たな土産品開発による『おもてなし』支援事業
- ▶ 企業連携による産地競争力強化モデル事業
- ▶ 創業支援事業

助成対象となる経費

経費区分	内 容
新商品開発事業	<input type="checkbox"/> ニーズ調査等の市場調査にかかる経費 <input type="checkbox"/> 新商品開発のための試作 等にかかる経費 <input type="checkbox"/> 開発した新商品の求評活動にかかる経費 従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（但し、その事業の全てを委託するものを除く）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓事業	<input type="checkbox"/> 展示会出展など販路開拓にかかる経費 <input type="checkbox"/> 新商品の広報宣伝活動にかかる経費 従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（但し、取得価格が50万円以上のものを除く）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（但し、その事業の全てを委託するものを除く）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
助成対象にならない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループの各企業の間取引にかかる費用 ・ 保証金、敷金、保険料、公租公課 ・ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用 ・ 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等 ・ 直接売上や利益につながる費用 （但し、当該事業で作成するパンフレットやホームページによる宣伝・広告の際に、当該商品説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない） ・ 商品製造または農林水産物の生産にかかる備品購入費（機械装置、検査器具等購入費） ・ その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費